

議案第 17 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 28 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例（平成18年橋本市条例第217号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
（平成25年7月1日から平成26年3月31日までに支給する給与の特例措置）
- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例（以下「管理者給与条例」という。）第3条に規定する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、管理者給与条例第3条第2項に規定する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 前2項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。